○近畿地方整備局告示第百八十一号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月四日

近畿地方整備局長　上総　周平

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　八号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
福井県南条郡南越前町具谷六二字シシブセ九番二から同町河内八字横路上一番まで	前	BA 八・五〇～五一・〇〇	一・二三五	上記A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。
	後	BA 一一・五〇～九五・〇〇	一・〇四三	
福井県南条郡南越前町河内八字横路上一番から同町大良二字柿木平一番一四まで	前	八・五〇～五一・〇〇	一・二三五	
	後	一一・五〇～九五・〇〇	一・〇四三	

(メートル)　(キロメートル)

(四)　図面縦覧場所　近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

○近畿地方整備局告示第百八十二号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

近畿地方整備局長　上総　周平

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	福井県南条郡南越前町具谷六二字シシブセ九番二から同町大良二字柿木平一番一四まで	近畿地方整備局及び同局福井河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月六日十時

○中国地方整備局告示第百号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月四日

中国地方整備局長　福田　功

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三十号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
玉野市槌ケ原字麦ケ谷下三〇八一番二から同市槌ケ原字宝蜷三〇七二番一まで	前	三一・五〇～五六・〇〇	〇・二三七
	後	二五・六〇～三一・五〇	〇・二三七

(メートル)　(キロメートル)

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

二(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
岡山市北区津島京町一丁目一番一二から同市北区栢谷字西山八三二番一一まで	前	一〇〇・〇〇～九七・〇〇	四・四一七
	後	一〇〇・〇〇～九七・〇〇	四・四一七

(メートル)　(キロメートル)

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局岡山国道事務所

三(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　五十四号及び百八十三号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
安芸高田市甲田町下小原字鳴床原一三五九番二から同市甲田町下小原字鳴床原一三五九番二まで	前	一四・〇〇～一七・〇〇	〇・〇六三
	後	一五・〇〇～一七・〇〇	〇・〇六三
安芸高田市甲田町下小原字国実二四六五番一から同市甲田町下小原字国実二四六五番一まで	前	一三・〇〇～一五・五〇	〇・〇一八
	後	一五・〇〇～一五・五〇	〇・〇一八
安芸高田市甲田町下小原字表平一二三八番一から同市甲田町下小原字表平一二一番一まで	前	一三・〇〇～一七・五〇	〇・一二〇
	後	一五・〇〇～一八・五〇	〇・一二〇
安芸高田市甲田町下小原字水迫一一六九番四から同市甲田町下小原字水迫一一六九番一まで	前	一三・〇〇～一五・〇〇	〇・〇六三
	後	一六・〇〇～一七・〇〇	〇・〇六三

(メートル)　(キロメートル)

(四)　図面縦覧場所　中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所

○中国地方整備局告示第百一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

中国地方整備局長　福田　功

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
五十四号及び百八十三号	安芸高田市甲田町下小原字鳴床原一三五九番二から同市甲田町下小原字鳴床原一三五九番二まで	中国地方整備局及び同局三次河川国道事務所
〃	安芸高田市甲田町下小原字国実二四六五番一から同市甲田町下小原字国実二四六五番一まで	〃
〃	安芸高田市甲田町下小原字篠原山二四三六番三から同市甲田町下小原字表平一二三〇番一まで	〃
〃	安芸高田市甲田町下小原字表平一二三八番一から同市甲田町下小原字表平一二一番一まで	〃
〃	安芸高田市甲田町下小原字水迫一一六九番四から同市甲田町下小原字水迫一一六九番一まで	〃

供用開始の期日　平成二十一年十二月四日

○九州地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月四日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月四日

九州地方整備局長　岡本　博

一(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　三号